

付録二―C―1 両締約国が適用している国際連合規則

規則番号	名称
三	動力駆動車両及びそのトレーラーの再帰反射器の認可に関する統一規定
四	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部番号灯の認可に関する統一規定
六	動力駆動車両及びそのトレーラーの方向指示器の認可に関する統一規定
七	自動車（モーターサイクルを除く。）及びそのトレーラーの車幅灯、尾灯、制動灯及び上側端灯の認可に関する統一規定
一〇	車両の電磁両立性に係る認可に関する統一規定
一一	車両のドアラッチ及び扉保持構成部品に係る認可に関する統一規定
一二	衝突時のかじ取装置に対する車両の運転者保護に係る認可に関する統一規定

二二	一九	一七	一六	一四	一三 H	一三
車両の内装部品に係る認可に関する統一規定	動力駆動車両の前部霧灯の認可に関する統一規定	車両の座席、座席の取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る認可に関する統一規定	次に掲げる認可に関する統一規定 I 動力駆動車両の乗員用の座席ベルト、補助乗車装置、年少者用補助乗車装置及びISOFIX年少者用補助乗車装置の認可 II 座席ベルト、座席ベルトリマインダー、補助乗車装置、年少者用補助乗車装置、ISOFIX年少者用補助乗車装置及びアイサイズ年少者用補助乗車装置を装備している車両の認可	車両の座席ベルトの取付装置、ISOFIX取付装置、ISOFIXトッパー取付装置及びアイサイズ着座位置に係る認可に関する統一規定	乗用車の制動装置に係る認可に関する統一規定	車両区分M、N及びOの車両の制動装置に係る認可に関する統一規定

二二	動力駆動車両及びそのトレーラーの後退灯及び側方照射灯の認可に関する統一規定
二五	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）（車両座席に組み込まれているかどうかを問わない。）の認可に関する統一規定
二六	車両の外部突起に係る認可に関する統一規定
二七	停止表示器材の認可に関する統一規定
二八	警音器の認可及び自動車の音響信号に係る認可に関する統一規定
三〇	自動車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定
三四	車両の火災の危険予防に係る認可に関する統一規定
三七	動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプユニットにおいて使用される白熱電球の認可に関する統一規定
三八	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部霧灯の認可に関する統一規定

三九	車両の速度計及び走行距離計の装置（その取付けを含む。）に係る認可に関する統一規定
四一	モーターサイクルの騒音に係る認可に関する統一規定
四三	安全ガラス材及び車両へのその取付けの認可に関する統一規定
四四	動力駆動車両の年少者乗員用の補助乗車装置（年少者用補助乗車装置）の認可に関する統一規定
四五	前照灯洗浄器の認可及び動力駆動車両の前照灯洗浄器に係る認可に関する統一規定
四六	間接視界のための装置の認可及びその装置の自動車への取付けに係る認可に関する統一規定
四八	車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定
五〇	車両区分しの車両の車幅灯、尾灯、制動灯、方向指示器及び後部番号灯の認可に関する統一規定
五一	四輪以上の自動車の騒音の発生に係る認可に関する統一規定
五三	車両区分し3の車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定

七五	七〇	六六	六四	六二	六〇	五八	五四
車両区分しの車両の空気入りタイヤの認可に関する統一規定	大型車両の後部反射器に係る認可に関する統一規定	大型乗用車の上部構造の強度に係る認可に関する統一規定	車両の装備品（応急用スペアユニット及びランフラットタイヤを含む。）に係る認可に関する統一規定	ハンドル付きの動力駆動車両の許可されていない使用に対する保護に係る認可に関する統一規定	二輪モーターサイクル及びモペッドのコントロール装置であつて運転者が操作するもの（コントロール装置、テルテール及びインジケータの識別を含む。）に係る認可に関する統一規定	次に掲げる認可に関する統一規定 I 後部突入防止装置（RUPDs）の認可 II 認可された型式のRUPDの車両への取付けに係る認可 III 車両の後部突入防止（RUP）に係る認可	商用車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定

七三	動力駆動車両の駐車灯の認可に関する統一規定
七八	車両区分L1、L2、L3、L4及びL5の車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
七九	車両のかじ取装置に係る認可に関する統一規定
八〇	大型乗用車の座席の認可並びにその座席及びその取付装置の強度に係る認可に関する統一規定
八一	二輪の動力駆動車両（サイドカーの有無を問わない。）の後写鏡のハンドルへの取付けに係る認可に関する統一規定
八五	車両区分M及びNの自動車の推進のための内燃機関又は電動トレーンの正味出力及び電動トレーンの三十分間の最高動力の計測に係る認可に関する統一規定
八七	動力駆動車両の昼間走行灯の認可に関する統一規定
九一	自動車及びそのトレーラーの側方灯の認可に関する統一規定
九三	次に掲げる認可に関する統一規定 I 前部突入防止装置（FUPDs）の認可

							<p>II 認可された型式のFUPDの車両への取付けに係る認可</p> <p>III 車両の前部突入防止(FUP)に係る認可</p>
九四							前面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九五							側面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九八							自動車の前照灯であつて放電灯光源を装備しているものの認可に関する統一規定
九九							動力駆動車両の認可された放電灯ユニットにおいて使用される放電灯光源の認可に関する統一規定
一〇〇							車両の電動パワートレインの特定の要件に係る認可に関する統一規定
一〇四							車両区分M、N及びOの車両の再帰反射材の認可に関する統一規定
一一〇							<p>次に掲げる認可に関する統一規定</p> <p>I 推進機関において圧縮天然ガス(CNG)又は液化天然ガス(LNG)を使用する自動車の特定の部品に係る認可</p> <p>II 推進機関において圧縮天然ガス(CNG)又は液化天然ガス(LNG)を使用する認可された型式に係る特定の構成部品の車両への取付けに係る認可</p>

一一二	非対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であつて、白熱電球又は発光ダイオード（LED）モジュールを装備しているものの認可に関する統一規定
一一三	対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であつて、白熱灯光源、放電灯光源又はLEDモジュールを装備しているものの認可に関する統一規定
一一六	自動車の許可されていない使用に対する保護に関する統一規定
一一七	タイヤの車外騒音の発生、ぬれた路面上での摩擦力又は転がり抵抗に係る認可に関する統一規定
一一九	動力駆動車両のコーナリングランプの認可に関する統一規定
一二一	車両の手動操作装置、テルテール及びインジケータの位置及び識別に係る認可に関する統一規定
一二三	自動車の配光可変型前照灯システム（AFS）の認可に関する統一規定
一二五	自動車の運転者の前方視界に係る認可に関する統一規定
一二七	自動車の歩行者保護性能に係る認可に関する統一規定

二二八	<p>動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプユニットにおいて使用される発光ダイオード（LED）光源の認可に関する統一規定</p>
一二九	<p>改良された年少者用補助乗車装置であつて自動車の車内で使用されるもの（ECRS）の認可に関する統一規定</p>
一三〇	<p>自動車の車線逸脱警報装置（LDWS）の認可に関する統一規定</p>
一三一	<p>自動車の高度緊急制動装置（AEB）に係る認可に関する統一規定</p>
一三四	<p>自動車及びその構成部品の水素燃料電池自動車（HFCV）の安全関連性能に係る認可に関する統一規定  （注）</p> <p>注 日本国については、欧州連合の型式認定当局が国際連合規則第百三十四号に基づいて認定した型式を認定するための条件は、次のとおりとする。ただし、日本国の高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条の規定に基づいて容器についての表示がされている場合に限る。</p> <p>(a) 製造者又は日本国におけるその法律事務代理人は、日本国の高圧ガス保安法に基づく申請時に、次のことを示す。</p> <p>(i) 当該容器の材料が日本工業規格（JIS）G三二一四に規定するSUS F三一六Lと同等であること。この(i)の規定の適用上、この協定の効力発生の日のドイツ工業規格（DIN）一・四四三</p>

	<p>五を満たすものは、この要件を満たしているものとみなす。</p> <p>(ii) 「ニッケル当量」(質量パーセント)が二十八・五を超えるものであること。この(ii)の規定の適用上、「ニッケル当量」(質量パーセント)は、次のとおり定義され、及び材料証明書によって証明されるものとする。</p> $12 \cdot 6 \times C + 0 \cdot 35 \times Si + 1 \cdot 05 \times Mn + Ni + 0 \cdot 65 \times Cr + 0 \cdot 98 \times Mo$ <p>(iii) 「絞り」の試験結果が七十五パーセントを超えること。当該試験結果が七十二パーセントから七十五パーセントまでの間である場合には、当該申請は、「ニッケル当量」を考慮して審査される。</p> <p>(b) 個々の車両は、日本国の高圧ガス保安法第四十九条及び第四十九条の四の規定に基づき水素貯蔵装置に対する二年ごとの定期的な検査の対象となり、当該装置は、製造の日から十五年後に取り外される。</p> <p>この注の規定は、両締約国がGTR第十三号(水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則)の第二段階の作業を完了し、千九百五十八年協定に基づき対応する国際連合規則を適用した時に効力を失う。</p>
一三五	<p>車両のポール側面衝撃性能(P S I)に係る認可に関する統一規定</p>
一三六	<p>車両区分Lの車両の電動パワートレインの特定の要件に係る認可に関する統一規定</p>
一三七	<p>前面衝突時における乗用車の補助乗車装置に焦点を当てた認可に関する統一規定</p>
一三八	<p>静音性車両の低減された可聴性に係る認可に関する統一規定</p>

一三九	乗用車のブレーキアシストシステム（BAS）に係る認可に関する統一規定
一四〇	乗用車の横滑り防止装置（ESC）に係る認可に関する統一規定
一四一	車両のタイヤ空気圧監視システム（TPMS）に係る認可に関する統一規定
一四二	自動車のタイヤの取付けに係る認可に関する統一規定
一四五	車両のISOFIX取付装置、ISOFIXトッパー取付装置及びアイサイズ着座位置に係る認可に関する統一規定
一四六	自動車及びその構成部品の車両区分L1、L2、L3、L4及びL5の水素燃料電池自動車の安全関連性能に係る認可に関する統一規定